

別表（Ⅴ）中学校教諭一種免許状（社会）取得希望者の単位修得方法（夜間主コース）

2019年度～令和3年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法Ⅰ	2		
体育	2	健康スポーツⅠ 健康スポーツⅡ 健康スポーツⅡc（スキー） 生活と健康	2	1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語ⅡB1 英語ⅡB2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		
道徳 総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育	2		
	総合的な学習の時間の指導法		「総合的な学習の時間」指導法	1		
	特別活動の指導法		特別活動論	1		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	事前・事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	1 2 2		
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2		
	合計単位	27		28		28単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目				備 考	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	20 単位	日本史・外国史	2 2				
			地理学（地誌を含む。）	2				
			「法律学，政治学」	法学	2	2	2	※1
				国際法				
				民法Ⅰ				
				刑法				
				行政法Ⅰ				
				憲法Ⅱ				
				民法Ⅱ				
				商法Ⅰ				
商法Ⅱ								
知的財産法								
労働法								
社会保障法								
国際経済法								
「社会学，経済学」	経済学入門	2 2	2	2	※1			
	経済理論							
	経済学と現代							
	経済と統計							
	経済史							
	経済思想史							
	応用ミクロ経済学							
	公共政策							
	金融経済							
	国際経済と現代							
「哲学，倫理学，宗教学」	哲学		2	}	3科目から2科目選択必修			
	倫理学		2					
	宗教学（昼間コース）		2					
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8 単位	社会科教育法Ⅰ	2					
		社会科教育法Ⅱ	2					
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2					
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2					
要修得単位		28		20	8		28 単位必修	

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照		4	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて 4単位以上 を修得すること。

備考：

- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数（27 単位）を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「民法Ⅰ」、「行政法Ⅰ」、「経済学と現代」、「応用ミクロ経済学」は、いずれか2科目（4単位）を選択必修とする（※1）。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち28単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表（Ⅰ）～（Ⅵ）において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」（※「情報機器概論」を除く）及び「教科及び教科の指導法に関する科目」（※日本史、外国史、地理学、「社会科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱ」を除く）は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」は、昼間コース履修の手引き別表（Ⅴ）を併用して単位を修得することができる。
- 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校）並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。